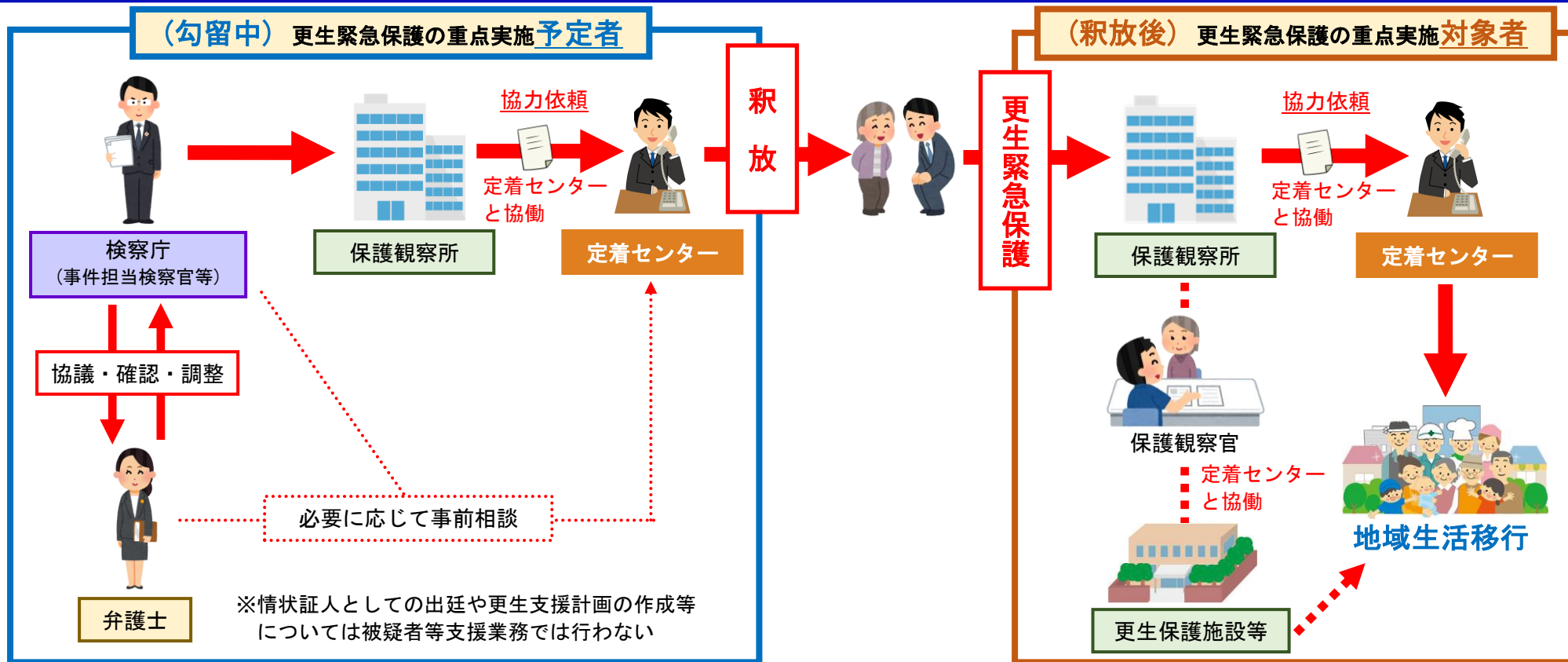


「地域生活定着促進事業における被疑者等支援業務」について

令和４年７月から、保護観察所からの依頼に基づき、刑事収容施設に身体を拘束されている被疑者等を対象として、自立した生活を営むことが困難な者に対し勾留中から関わり、福祉サービス等の利用調整を行うとともに、釈放後、必要な援助等を継続的に行います。

被疑者等支援業務フロー



【対象】 ※保護観察所から「重点実施対象者」として選定された方（以下の要件を全て満たす方）

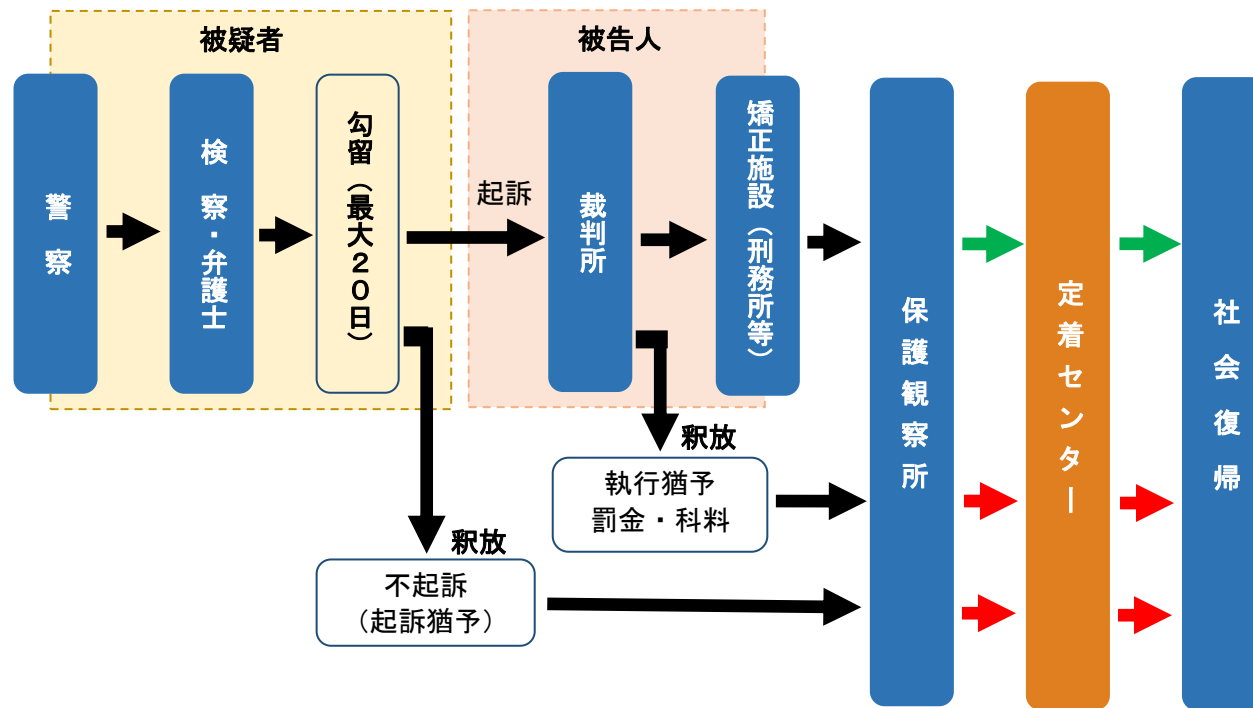
- ① 高齢（概ね 65 歳以上）であり、又は障害を有する被疑者等（被疑者又は被告人）であること
- ② 保護観察所と地域生活定着支援センターが連携して福祉サービス調整等のための支援を行うことが適当であると認められ、かつ保護観察所と地域生活定着支援センターが連携した支援を希望すること
- ③ 支援に必要な範囲内で公共の衛生福祉に関する機関その他の機関に個人情報を提供することに同意していること
- ④ 更生緊急保護の申し出をした方

※被疑者＝警察や検察などの捜査機関から犯罪の疑いをかけられ捜査の対象となっている者で、まだ起訴されていない者

※被告人＝捜査機関によって犯罪の疑いをかけられ、検察官から起訴された者



【業務の流れ】



【 ※入所者等支援（出口支援）の流れ → / 被疑者等支援（入口支援）の流れ → 】

どうして罪に問われた方を支援するの？

社会には、本来福祉サービスが必要であったにも関わらず、福祉につながる事ができずに罪に問われた高齢者や障害者が大勢います。

そのような人たちの中には、頼る人がおらず、仕事や住む場所もなく、必要な福祉サービスへのつながり方も分からずに困窮し、定住できないまま再び罪を犯してしまう、矯正施設へ戻るリスクが高いという実態がありました。

また、矯正施設に入る前（被疑者・被告人段階）や入所中に適切な支援を受けていれば、こうした人たちが再び罪を犯してしまう不幸や、新たな被害者を生み出す不幸を防ぐことができるかもしれません。

【業務内容】

1 入所者等支援（出口支援）

■コーディネート業務

保護観察所から依頼のあった矯正施設の退所予定者を対象として、面接等を通じて福祉サービス等に係るニーズを把握し、行政や福祉関係機関等と連携し、退所後の帰住先や福祉サービス等に係る申請支援等を行います。

■フォローアップ業務

コーディネート業務の対象者に対する退所時の出迎え、行政、福祉サービス等の申請手続き、住まいへの移行支援（住居や施設見学同行）、生活状況の把握、入所施設及び本人等からの相談対応、関係機関との連携によるバックアップ体制の調整等を行います。

2 被疑者等支援（入口支援） ※裏面参照

3 相談支援業務

矯正施設を退所した本人、その家族及び関係機関等へ福祉サービスの利用に関することや困りごと、トラブル等への助言等を行います。

4 その他の支援業務

各業務を円滑かつ効果的に実施するため、関係機関とのネットワーク構築に努めます。また、定着センターの業務や罪を犯してしまう方や刑務所を退所する方の実情に関し、研修や会議等を開催し周知・啓発活動を行います。

愛媛県地域生活定着支援センター

〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号

愛媛県総合社会福祉会館内

TEL 089-921-8353 FAX 089-921-5289

メール/teichaku@ehime-shakyo.or.jp

開所日/月曜日～金曜日 ※国民の祝日、年末年始を除く

開所時間/午前9時～午後5時